

農林水産物・食品輸出促進対策地方公共団体整備費補助金のうち
新市場開拓に向けた水田リノベーション事業
交付要綱の制定について

〔 2 政 統 第 1 9 1 3 号
令和 3 年 1 月 2 9 日
農林水産事務次官依命通知 〕

この度、別紙のとおり、農林水産物・食品輸出促進対策地方公共団体整備費補助金のうち新市場開拓に向けた水田リノベーション事業交付要綱が定められたので、御了知願いたい。

なお、貴管下都道府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

(別紙)

農林水産物・食品輸出促進対策地方公共団体整備費補助金のうち 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業交付要綱

制 定 令和3年1月29日付け2政統第1913号
農林水産事務次官依命通知

(通則)

第1 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要綱（令和3年1月29日付け2政統第1912号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に要する経費のうち補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助金対象経費」という。）について、予算の範囲内において、都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）の定めによるほか、本要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 補助金は、実施要綱第2の1に定める事業を実施するために必要な経費を補助することを目的とする。

(対象経費及び補助率)

第3 補助金対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第4 規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、都道府県知事は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。第11の

1のただし書を除き、以下同じ。)に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の交付申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第5 規則第2条の規定による交付申請書の提出は、地方農政局長等が別に定める日までに行うものとする。

（交付決定の通知）

- 第6 地方農政局長等は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に補助金交付決定の通知を行うものとする。
- 2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

（申請の取下げ）

- 第7 都道府県知事は、第4第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

- 第8 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助金対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合の他、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。
- 3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第9 規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第10 都道府県知事は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、規則第3条第2号の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第11 都道府県知事は、第6の規定による交付決定通知があり、補助金の全部または一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第3号による概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。以下「官署支出官」という。）に提出するものとする。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が整った範囲で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業にかかる補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(遂行状況報告)

第12 適正化法第12条の規定に基づく補助事業の遂行状況報告は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、地方農政局長等が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 地方農政局長等は、前項に定める時期のほか、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第13 都道府県知事は、補助事業を完了したときは、規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（都道府県に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、別記様式第5号による実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 第4第2項ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、1の実績報告書を提出するに当たって第4第2項ただし書に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（2の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14 地方農政局長等は、第13第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、都道府県知事に通知する。

2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第15 地方農政局長等は、第8第1項第3号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 都道府県知事が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県知事が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適當な行為をした場合

(4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項の第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

(取得財産の管理)

- 第16 都道府県知事は、補助金対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(取得財産の価格等)

- 第17 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、規則第5条及び別表の規定により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
 - 4 第16第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

- 第18 都道府県知事は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 都道府県知事は、取得財産等においては、第2項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え別記様式第7号の財産管理台

帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金調書の作成)

第19 都道府県知事は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第8号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(交付の際付すべき条件)

第20 都道府県知事は、事業実施主体に補助金を交付するときは、本要綱の他の規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、都道府県は、地方公共団体以外の事業実施主体に補助金を交付するときは、各事業実施主体に対し、本要綱の他の規定に準ずる条件のほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県知事による間接補助金の交付の決定をもって都道府県知事の承認を受けたものとする。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
- (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- (3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

2 都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意

契約によることができる。

- (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第9号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

別表（第3、第9関係）

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
<p>農林水産物・食品輸出促進対策地方公共団体整備費補助金</p> <p>新市場開拓に向けた水田リノベーション事業</p> <p>1 需要創出・拡大整備支援事業</p>	<p>1 事業費 (1)需要の創出・拡大に向けて輸出等の需要に応じた加工品の生産体制の強化や国産原材料への切り替えのために必要となる機械・施設の整備を実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>2 附帯事務費 1の経費に係る事業の実施に関して、事業実施計画書の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>	<p>定額 (事業費の1/2以内)</p> <p>定額（1/2以内）</p> <p>全体事業費の1%以内（交付額の外数）を都道府県への附帯事務費として交付する。</p>	<p>1 経費の欄に掲げる1及び2の相互間における経費の増減</p>	<p>1 事業の新設、中止又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 事業実施主体ごとに事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>4 事業実施主体ごとに事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p> <p>5 成果目標の変更</p>